一般国道	6号	石岡市国府五丁目1542番1から同市国府五丁目1540番2までの上り線
一般国道	6号	石岡市国府五丁目1540番2から同市国府四丁目1601番3までの上下線
一般国道	6号	石岡市国府四丁目1601番3から同市国府四丁目1937番1までの上り線
一般国道	6号	石岡市国府四丁目1937番1から同市国府四丁目1940番10までの上下線

法　　務

公証人任免

東京法務局所属公証人伊藤剛は願により公証人を免ぜられた。

渡邉康は公証人に任命され、東京法務局所属公証人伊藤剛の後任を命ぜられた。

東京法務局所属公証人佐藤康は願により公証人を免ぜられた。

山内昭善は公証人に任命され、東京法務局所属公証人佐藤康の後任を命ぜられた。（以上一月二十六日）（法務省）

労　　働

争議行為の通知の公表について

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第１項及び労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の４第１項の規定に基づき、日本私鉄労働組合総連合会から、退職金改定の要求に関して、平成27年２月15日以降、同組合の組合員が従事する別表に掲げる全職場（北海道、福島県、茨城県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、長野県、岐阜県、愛知県、京都府及び大阪府）において、争議行為を行う旨の通知があったので、同条第４項の規定に基づき公表する。

平成27年２月13日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

別表

北海道	十勝バス株式会社及び北海道拓殖バス株式会社
福島県	東京ベイシティ交通株式会社
茨城県	東京ベイシティ交通株式会社
埼玉県	東京ベイシティ交通株式会社
千葉県	三崎鶴見臨港バス株式会社、東京ベイシティ交通株式会社、千葉海浜交通株式会社及びアルピコ交通株式会社
東京都	三崎鶴見臨港バス株式会社、東京ベイシティ交通株式会社、千葉海浜交通株式会社及びアルピコ交通株式会社
神奈川県	三崎鶴見臨港バス株式会社
長野県	アルピコ交通株式会社
岐阜県	アルピコ交通株式会社
愛知県	アルピコ交通株式会社
京都府	アルピコ交通株式会社
大阪府	アルピコ交通株式会社

公　　聴　　会

一般ガス供給約款の変更（供給区域の減少）の認可に係る公聴会の開催

ガス事業法施行規則（昭和四十五年通商産業省令第九十七号）第百十五条第一項の規定に基づき、件名、公聴会の期日及び場所並びに事案の要旨を次のように告示する。

平成二十七年二月十三日

経済産業大臣　宮沢　洋一

一　件名　東京瓦斯株式会社申請の一般ガス供給約款の変更（供給区域の減少）の認可に係る公聴会

二　期日　平成二十七年三月二十日　午後三時から

三　場所　白岡市コミュニティーセンター　集会室三（埼玉県白岡市白岡八五七の六）

四　事案の要旨

１　一般ガス供給約款の変更（供給区域の減少）

２　詳細は、経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部ガス市場整備課（東京都千代田区霞が関一丁目三番一号）関東経済産業局資源エネルギー環境部ガス事業課（埼玉県さいたま市中央区新都心一番地一さいたま新都心合同庁舎一号館）並びに東京瓦斯株式会社総務部文書グループ（東京都港区海岸一丁目五番二十号）において閲覧に供する。

五　その他

１　公聴会に出席して意見を述べようとする者は、別紙様式により、住所（郵便番号及び電話がある場合は電話番号を付記すること。）、氏名（ふりがなを付すこと。）、職業（団体又は企業にあっては、その名称、所在地及び代表者の氏名並びにその団体又は企業を代表して意見を陳述する者の氏名（ふりがなを付すこと。）及び職名）及び意見の概要を記載した経済産業大臣あての意見陳述届出書（一人一通に限る。）を作成し、封筒の表に「東京瓦斯株式会社関係公聴会陳述希望」の旨を記載して、平成二十七年三月六日までに経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部ガス市場整備課（郵便番号一〇〇―八九三一　東京都千代田区霞が関一丁目三番一号）に到達するよう提出すること。

なお、意見陳述の届出が多数の場合は、経済産業大臣が意見を述べることのできる者を指定の上、その旨を届出者あて通知する。

２　傍聴を希望する者は、郵便往復はがき（住所、氏名及び「東京瓦斯株式会社関係公聴会傍聴希望」の旨並びに返信用はがきのあて先を必ず明記すること。ただし、一人一通に限る。）により、平成二十七年三月六日までに経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部ガス市場整備課（郵便番号一〇〇―八九三一　東京都千代田区霞が関一丁目三番一号）に到達するよう申し込むこと。

なお、傍聴申込みが多数の場合は、抽選により傍聴者を指定の上、その旨を申込者あて通知する。

３　公聴会が前記第二号の期日中に終了しないときは、翌日以降も続行する。

４　期日までに意見陳述届出書の提出がない場合は、公聴会は開催しないものとする。

様式

意見陳述届出書

経済産業大臣　殿

（ふりがな）
届出者　氏　名

（郵便番号）

住　所

（電話番号）

職　業

東京瓦斯株式会社申請の一般ガス供給約款の変更の認可に係る公聴会に出席して意見を述べたいので、次のとおり意見の概要を付して届け出ます。

（意見の概要）

備考

１　届出書の用紙の大きさは、できる限り日本工業規格Ａ４とすること。

２　意見の概要は、できる限り所定の欄に記載することとし、意見の詳細を記載する場合には、別紙に記載して届出書に添付すること。

３　団体又は企業の場合は、氏名の欄にはその名称、代表者の氏名及びその団体又は企業を代表して意見を陳述する者の氏名（ふりがなを付すこと。）を、住所の欄にはその団体又は企業の所在地を、職業の欄にはその団体又は企業を代表して意見を陳述する者の職名を記載すること。

公　　告

諸　　事　　項

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法第７条第２項に基づく使用の認定公告

平成27年１月16日付けをもって下記土地等について、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法第５条による使用の認定があったので、同法第７条第２項の規定により公告する。